

公報

第八十八号
一九五九年
十二月十日

の計画法施行規則の一部を改正する規則（規則第二百号）

規則第一百號

計量法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九五九年十二月一日

行政主席 大田 政作

計量法施行規則の一部を改正する規則

計画法施行規則（一九五四年規則第
十二号）の一部を次のように改正す
る。

己次中「第一節通則」第六十五條」
 を「第一節」第六十三條」に、「第
 二節はかり」第六十六條、第六十八條」
 を「第二節削除」に、「第三節本植計
 」第六十九條、第七十條」を「第三
 節削除」に、「第一節通則」第七十二
 條」を「第一節」第七十三條」に、
 「第二節はかり」第七十三條、第七十

「五條」を「第一節削除」に、「第三節
圧力計」を「第七十六條」を「第三節削除」
に、「第四節機械的表示タキシメー
タ」を「第七十七條」を「第七十九條」を「
第四節削除」に、「第十三章特殊補助
計量單位」を「第六百八十條」を「第十二
章特殊計量單位及び略字」を「第六百八十
條」を「第六百八十二條」に改める。

第六條中第二項を第三項とし、第一
項の次に次の一項を加える。

2 前項第五号から第七号までの規定の適用に因しては、表わす量の目盛に接する一目盛の値が二あるときは、そのうち小さいものによるものとする。

第十四条第一項第二号中「表の」を次のように改める。

表わす量	使用公差
一グラム以下	○・〇・八グラム
二グラム以下	○・一・五グラム
五グラム以下	○・二・三グラム
一〇グラム以下	○・三グラム
二〇グラム以下	○・六グラム
一〇〇グラム以下	○・九グラム
二〇〇グラム以下	一・五グラム
五〇〇グラム以下	二・三グラム
一キログラム以下	四・五グラム
二キログラム以下	六グラム
五キログラム以下	一〇グラム
一〇キログラム以下	二二グラム
一五キログラム以下	三〇グラム
二〇キログラム以下	三八グラム
三〇キログラム以下	四五グラム
四〇キログラム以下	六〇グラム
五〇キログラム以下	六八グラム
七五キログラム以下	七五グラム
一〇〇キログラムをこえるとき	表わす量の二〇、三〇、四〇分の一五

第十四条第二項第十号を次のように改める。

第十号、第五号及び第六号の規定による指示はかり、陸はかり及び自動はかりの使用公差が、これに應ずる表わす量の目盛に接する一目盛の値より小さいときは、その表わす量に應ずる使用公差は、これらの規定にかかわらず、その一目盛の値とする。ただし、積算式の指示はかり及び自動はかりの使用公差については、この限りでない。

第十四条第二項第十四号中「表の一」を次のように改める。

[illegible]

第十四条中第二項第十五号の表に

1
 2
 3
 4
 5
 6

四五〇ミリグラム

五

加える。

第十四条中第二項を第三項とし、第三項の次に次の一項を加える。

2 前項第七号から第十号までの規定の適用に關しては、表わす量の日盛に接する日盛の値が一あるときは、そのうち小さいものによるものとする。

第四節 節の節名を削る

第六十五條を次のように改める。

第六十五條 法第十六條第一項第一号の規則で定める基準器、同項第二号の規

則で定める設備及び同項第二号の規定で定める技術上の基準は、法第十二条で定める許可の区分に従い、それぞれ次の表のとおりとする。

法第十六條第

諸市の 区分	法第百六条第一項第二号 の規則で定める基準	法第百六条第一項第二号 の規則で定める設備 の基準	法第百六条第一項第二号 の規則で定める技術上の基準
-----------	--------------------------	---------------------------------	------------------------------

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	
0	0	1	4	9	16	25	36	49	64	81	100	121	144	169	196	225	256	289	324	361	400	441	484	529	576	625	676	729	784	841	900	961	1024	1089	1156	1225	1296	1369	1444	1521	1600	1681	1764	1849	1936	2025	2116	2209	2304	2401	2500	2601	2704	2809	2916	3025	3136	3249	3364	3481	3600	3721	3844	3969	4096	4225	4356	4489	4624	4761	4900	5041	5184	5329	5476	5625	5776	5929	6084	6241	6400	6561	6724	6889	7056	7225	7396	7569	7744	7921	8100	8281	8464	8649	8836	9025	9216	9409	9604	9801	10000

検査室

クラムから一〇キペグラム
二 検査用定盤
二 ボール盤

（指示は）までの質量を計ることができ、補助分銅であつて、三研割盤

かりで、ける組合せのもの又はひよ
グラムから二〇キロ 四 かたさ試験

あつて
重量が二〇キログラム以上
グラムまでの質量を計
機器

ひょうの星準入びんであつて感最
ることができる組合せ
五 ばね引張試

量の
かひより量の
のものの（基準天びん及
驗機

○キ
以下のもの及び
六級精密分銅を備え
ラツクピニ

オン検査装置

以下の

もの)
ムまでの位置を言うことな
で、結合せつもの

下る者合すのもの

二級精密分銅であつて

検査室

定数

五〇ミリグラムから二五、二
ひょう、架

○キログラムまでの質量
水分測定器

を計ることができる組合員補助分銅であつて、三、

世のもの又はひょう量が
五〇ミリグラムから二
三盛用の器

二〇キログラム以上の基
五〇キログラムまでの

準天びんであつて、感量
質量を計ることができ
具機機または

がひよう量の○○○
るもの（基準大びん及
評価

[illegible]

○分の一以上のもの及び一級精密分銅を備えているときに限る。） 二級精密分銅であつて、一ミリグラムから二五キログラムまでの質量を計ることができる組合せのもの 三級精密分銅であつて、質量が六〇グラム、一〇〇グラム、一五〇グラム、二〇〇グラム、二五〇グラム、三〇〇グラム、四〇〇グラム、五〇〇グラム、六〇〇グラム、七〇〇グラム、八〇〇グラム、九〇〇グラム、一キログラム、二キログラム、三キログラム、四キログラム、五キログラム、十キログラム、二十キログラム、五十キログラム、一百キログラム、二百キログラム、五百キログラム、一キログラムまでの質量を計ることができる組合せのもの	四級精密分銅であつて、一ミリグラムから二五キログラムまでの質量を計ることができる組合せのもの	検査室 検査台 除風設備	一 旋盤 二 ボール盤 三 フライス盤	金属製 基礎又はこれらを基礎器として使用するもの 一 デシリットル、二 デシリットル、五 デシリットル、一 リットル及び二 リットル 又は一〇〇立方センチメートル、二〇〇立方センチメートル、五〇〇立方センチメートル、一、〇〇〇立方センチメートル及び二、〇〇〇立方センチメートルの体積のもの	基礎又はこれらを基礎器として使用するもの 一 デシリットル、二 デシリットル、五 デシリットル、一 リットル及び二 リットル 又は一〇〇立方センチメートル、二〇〇立方センチメートル、五〇〇立方センチメートル、一、〇〇〇立方センチメートル及び二、〇〇〇立方センチメートルの体積のもの	検査室 検査台 除風設備	一 旋盤 二 ボール盤 三 フライス盤	金属製 基礎又はこれらを基礎器として使用するもの 一 デシリットル、二 デシリットル、五 デシリットル、一 リットル及び二 リットル 又は一〇〇立方センチメートル、二〇〇立方センチメートル、五〇〇立方センチメートル、一、〇〇〇立方センチメートル及び二、〇〇〇立方センチメートルの体積のもの	量器用尺又はこれと同等以上の精度がある長さ計 二 スコヤ 三 かたき試験器 四 定盤 五 注排水装置 六 スボット容 七 ス 八 マークプレ 九 ニキセンブ 十 レス 十一 接器
--	---	-----------------------------------	--	--	---	-----------------------------------	--	--	--

圧力計 基準分銅式標準圧力計 であつて、計ることがで きる最大の圧力が一〇〇 重量キログラム毎平方セ	ガソリン ひより量が二〇キログラム以上の基準はかりであつて、感度が五グラム以下のもの 二 一日盛の値が密度〇・〇〇一グラム毎立方センチメートル以下の基準密度浮ひようまたは一日盛の値が比重〇・〇〇一以下の基準比重浮ひよう 四 水圧試験機	組合せもの又は感度がひより量の一〇〇、〇〇〇分の一以下の基準大びんであつてひより量が二〇キログラム以上のもの及び一般精密分銅であつて一ミリグラムから二〇キログラムまでの質量を計ることが出来る組合せのもの 一 基準定規おもりであつて、質量が四二〇グラム、九〇〇グラム、一・五キログラム及び二・五キログラムのものならびに基準定規増おもりであつて、質量が、〇〇グラム、二〇〇グラム、五〇〇グラム、一キログラム及び二キログラムのもの（二級精密分銅を備えているときに限る。） 五 〇キログラムまでの質量を計ることが出来る組合せのもの（基準大びん及び一般精密分銅を備えているときに限る。） 四 補助定規おもりであつて、質量が四二〇グラム、九〇〇グラム、一・五キログラム及び二・五キログラムのものならびに補助定規増おもりであつて、質量が、〇〇グラム、二〇〇グラム、五〇〇グラム、一キログラム及び二キログラムのもの（基準大びん及び一般精密分銅を備えているときに限る。）
温度計 気圧測定用液柱型圧力計（大気圧の変化の影響を受ける圧力計を	一 旋盤 二 ボール盤 三 研削盤	一 旋盤 二 ボール盤 三 研削盤

第五章第二節、第三節及び第四節を次のように改める。

第二節 削除

第七十三条から第七十五条まで削除

第三節 削除

第七十六條削除

第四節 削除

第七十七條から第七十九條まで削除

第八十五條第一号を次のとおり改める。

一 はかりに係る左に掲げる修理

イ 天びん、皿手動はかりであつて感度がひより量の一〇、〇〇分の一以下のものの度表、お

おい箱の部品、水平器若しくはライダー掛の取替若しくは修

理、皿、懸垂皿若しくは休み装置の修理又は懸垂皿のつり金

具、支柱若しくは足のメッキ

は、てこの両ひじの長さを調整する装置がある天びんの両ひじの

長さの調整

ハ 普通天びんのおおい箱、調子

玉、水平調整用ねじ足若しくは

台の取替若しくは修理又は固着

されていない懸垂皿の取替

ニ 棒はかりの懸垂皿、皿ひも、

皿環、つりかぎ、つり環、取替、

調整するときに限る。）

三 〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

加圧空気ポンプ

時計であつて、その

器差が二四時間につき

三〇秒以内のもの

検査するときに限る。）

排気ポンプ

定める規則に規定する計量に使用する計量器には、法附則第四十七条の二の表示がなければならぬ。

第百二十六条に次の二項を加える。

3 計量器の構造上前二項に掲げる部分に検定証印を附することができないときは、前二項の規定にかかわらず、計量器の見易い箇所に検定証印を附するものとする。

4 おもりであつて、検定証印が附されてあり、かつ、検定証印を附することができないときは、既に附されている検定証印にかえるものとする。

第百二十七条の次に次の一条を加える。

(略字の表記)

第百三十条の二 計量器に法定計量單位の略字を表記するときは、第六百八十一条に規定する略字を用いなければならぬ。

第百三十二条中「この款に定めるところによる。」を「第百二十四条及び第百二十四条の二に定めるほか、この款に定めるところによる。」に改める。

第百三十八条中「單位および伸縮率」を「法定計量單位又はその略字及び伸縮率」に改める。

第百四十一条中「法定計量單位の下に「一〇〇分の一、一〇分の一、二分の一」を加える。

第二百五条中「この款に定めるところによる」を「第百二十四条及び第百

二十四条の二に定めるほか、この款に定めるところによる。」に改める。

第二百十九条第一項及び第二百二十一条中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第二百三十三條に次の一項を加える。

4 はかりの型にかい板を使用するとき、かいは板は、一枚の板でなければならぬ。

第二百三十四條第四項を次のように改める。

4 はかりの型にかい板を使用するとき、かいは板は、一枚の板であつて、かつ、はかりに固着していなければならぬ。

第二百四十條を次のように改める。

第二百四十條 削除

第二百四十四條第四項中「にらみ窓または限界停止装置」を「にらみ窓にらみ窓等」に改める。

第二百四十六條第一項を次のように改める。

第二百四十六條 はかりの目盛さおの目盛線は、その目盛さおの面に垂直でなければならぬ。

第二百五十二條の次に次の一條を加える。

(送りおもりを使用するはかり)

第二百五十二條の二 さお又は目盛さおから分離することができ送りおもりを使用するはかりは、はかりと送りおもりとに合番付が附されていなければならぬ。

第二百五十六條第一項を次のように改める。

第二百五十六條 増おもりを使用するはかりであつて、増おもりがはかりから分離するものは、はかりと増おもりとに合番付が附されていなければならぬ。

第二百五十七條第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二百五十八條第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 はかり風袋おもりの形状は、六角形でなければならぬ。

第二百六十六條第一項中「懸垂して使用するはかり」の下に「及び等比皿手動はかり」を加える。

第二百七十七條に見出し(掘付工事)を加える。

第二百八十一條中「皿」を「懸垂皿」に改める。

第二百八十二條を次のように改める。

第二百八十二條 天びんの刃を取り付ける部分と刃受には、合番付を附さなければならぬ。

2 天びんの刃受には、刃受を取り付けるときの刃受の方向を明らかにする標識を附さなければならぬ。

第二百八十六條及び第二百八十七條をそれぞれ「懸垂皿」に改める。

第二百九十二條を次のように改める。

第二百九十二條 鎖付天びんの鎖の移動装置の目盛及びダイヤルさおに質量を表わす目盛がある天びんのダイヤル

1 さおの目盛は、質量の二分の一以上の誤差があつてはならぬ。

2 天びんの分銅の加減装置は、確實に作用するものでなければならぬ。

第二百九十五條中「の上面」を削る。

第二百九十七條中「皿はかり」の下に「(質量を表わす目盛がない等比皿手動はかりを除く。)」を加える。

第二百九十八條の次に次の一條を加える。

第二百九十八條の二 質量を表わす目盛がない等比皿手動はかりは、その皿のどの部分に被測定物を載せて計つたときでも、質量をこえる誤差が生じない構造のもでなければならぬ。

第二百九十九條第一項中「第二百七十七條及び第二百八十二條」を「第二百七十七條、第二百八十一條及び第二百八十二條」に改める。

第二百九十九條第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二百九十九條の規定は、質量を表わす目盛がない等比皿手動はかりには準用しない。

第二百九十九條を次のように改める。

第二百九十九條 はかりの刃、刃受又は刃ふた、まちその他刃若しくは刃受のすべりを防止するために使用する物(石製のものを除く。)が第二百九十九條第一項又は第二百九十七

条の規定に適合するかどうかの検査は、かたさがロツクウェルC五七度、のやすりを検査しようとする面にあつて、やすりの面に対して角度約三〇度の方向に約五重量キログラムの力を加えて行つたとき、かたさがやすりがすべつたときは、かたさがロツクウェルC五七度以上あるものとする。

2 前項の検査は、行ふ必要がないと認めるときは、省略することができ

第二百九十九條第一項中「第二百七十七條から前条まで」を「第二百六十八條及び第二百六十九條」に改める。

第二百九十九條第二項中「第二百七十八條から第二百八十四條まで」を「第二百七十八條、第二百八十条第一項及び第二百八十一條」に改める。

第二百九十九條及び第二百八十二條中「この項に定めるところによる。」をそれぞれ「第二百八十二條及び第二百八十四條の二に定めるところによる。」に改める。

第二百九十九條の二に定めるところによる。」に改める。

第二百九十九條中「この款に定めるところによる。」を「第二百八十二條及び第二百八十四條の二に定めるところによる。」に改める。

第二百九十九條中「決定計量単位」の下に「一〇〇分の一、一〇分の一、二分の一」を加える。

第二百九十九條第一項中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第二百九十九條第一項中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第二百九十九條第一項中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第二百九十九條第一項中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第二百九十九條第一項中「目盛間隔」を「目盛間の長さ」に改める。

第五百四十九条中「にらみ、目盛板または度表」を「つり合を規定する装置」に改める。

第五百五十六條第一項を次のように改める。

第五百五十六條 増おもりを使用するはかりであつて増おもり台が目盛さおから分離するものには、はかりと増おもり台とに合番号が附されていなければならぬ。

第五百五十八條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 はかりの風袋おもりの形状は、六角形でなければならぬ。

第五百六十條第四項中「懸垂して使用するはかり」の下に「及び等比皿手動はかり」を加える。

第五百八十五條中「皿」を「懸垂皿」に改める。

第五百八十六條を次のように改める。

第五百八十六條 天びんの型を取り付ける部分と型受には、合符号が附されていなければならない。

2 天びんの型受には、型受を取り付けるときの型受の方向を明らかにする標識が附されていなければならない。

第五百八十七條及び第五百九十條中「皿」を「懸垂皿」に改める。

第五百九十七條中「の上面」を削る。

第五百九十八條中「皿はかり」の下に「(質量を表わす目盛がない等比皿

手動はかりを除く。)」を加える。

第五百九十八條の次に次の一條を加える。

第五百九十八條の二 質量を表わす目盛がない等比皿手動はかりは、その皿のどの部分に被計量物を載せて計つときでも、感量の二倍をこえる誤差を生じないものでなければならぬ。

第六百一條を次のように改める。

(質量を表わす目盛がないはかり)

第六百一條 懸垂はかり、皿はかり又は台はかりであつて、質量を表わす目盛がないもの又は感量がひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下のものについては、第五百九十八條の規定は適用しない。

2 第五百八十三條から第五百八十八條まで第五百九十條及び第五百九十一條の規定は、前項に規定するはかりに準用する。ただし、第五百九十條の規定は、質量を表わす目盛がない等比皿手動はかりには準用しない。

第六百七十七條第一項中「別表」を「別表第一」に改める。

「第十二章 特殊補助計量単位」を「第十三章 特殊計量単位及び略字」に改める。

第六百八十條の次に次の二條を加える。

(略字)

第六百八十一條 法第七條の二の規則で定める計量単位及び補助計量単位の略字は、別表第二の通りとする。

(織度等の計量単位等)

第六百八十二條 法第七條の三の規則で定める計量単位及び補助計量単位は、次の通りとする。

織度の計量単位は、デニールとする。

デニールは、四五〇メートルの長さの繊維が五〇ミリグラムの質量のときの織度をいう。

二 粒度の計量単位は、ミリメートルとする。

ミリメートルは、粒体又は粉体の粒度を、その粒体又は粉体が通過することができる最小の標準ふるいの方形網目又は円形網目の一辺の長さ又は直径をミリメートルで表わした数値で表わしたものをいう。

三 眼鏡の屈折度の計量単位は、ディオプトリとする。

ディオプトリは、眼鏡の屈折度を、眼鏡の像側の焦点距離をメートルで表わした数値の逆数で表わしたものをいう。

四 湿度の計量単位は、温度百分率とする。

温度百分率は、空気中の水蒸気分圧とその空気の湿度と同一の湿度の飽和水蒸気の圧力との比の一〇〇倍をいう。

五 比重の計量単位は、物質の質量とその物質と同一の体積を有し、かつ、圧力一・〇一二二五・バールの下における純粋の水の質量との比とし、無名数で表わす。

前項の純粋の水の湿度は、湿度を指定したときはその指定の湿度、湿度を指定しないときは四度とする。

六 比重の補助計量単位は、重ポーン度、軽ポーン度、日本酒度、エイ・ビー・アイ度、トワツデル度及び牛乳度とする。

重ポーン度は、一から比重を表わす数値の逆数を減じた数値を一四四・三倍した数値で表わされる値をいう。

軽ポーン度は、比重を表わす数値の逆数から一を減じた数値を一四四・三倍した数値に、〇を加えた数値で表わされる値をいう。

日本酒度は、比重を表わす数値の逆数から一を減じた数値を一・四四三倍した数値で表わされる値をいう。

エイ・ビー・アイ度は、水の温度をカ氏六〇度と指定したときの比重を表わす数値の逆数から一を減じた数値を一四二・五倍した数値に、一〇を加えた数値で表わされる値をいう。

トワツデル度は、比重を表わす数値から一を減じた数値を二〇〇倍した数値で表わされる値をいう。

牛乳度は、牛乳の比重を表わす数値から一を減じた数値を、一〇〇倍した数値で表わされる値をいう。

牛乳度は、牛乳の比重を表わす数値から一を減じた数値を、一〇〇倍した数値で表わされる値をいう。

牛乳度は、牛乳の比重を表わす数値から一を減じた数値を、一〇〇倍した数値で表わされる値をいう。

牛乳度は、牛乳の比重を表わす数値から一を減じた数値を、一〇〇倍した数値で表わされる値をいう。

2 法第7条の三の規則で定める計量単位及び補助計量単位の略字は、別表第三の通りとする。

計量法施行規則表を次のように改め

別表第一

納付しなければならない者	金 額
一 製造の事業の許可を受けようとする者	一件につき二五五〇仙
二 製造の事業の再許可を受けようとする者	一件につき六五五〇仙
三 修理の事業の許可を受けようとする者	一件につき六五五〇仙
四 修理の事業の再許可を受けようとする者	一件につき三三〇〇仙
五 販売等の事業の登録を受けようとする者	一件につき二五五〇仙
六 販売等の事業の再登録を受けようとする者	一件につき一五五〇仙
七 計量法第九十八条の登録を受けようとする者	一件につき一五五〇仙
八 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、計量法第九十八条の登録証の訂正を受けようとする者	一件につき二五〇仙
九 製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、計量法第九十八条の登録証の再交付を受けようとする者	一件につき五〇〇仙
十 検定を受けようとする者	
(1) 長さ計	
イ 金属製長さ計	
A 実目盛付直尺、伸縮目盛付直尺、実目盛付曲り尺、伸縮目盛付曲り尺、巻尺、巻尺およびびん尺	
全長が一メートル、二尺又は三フィート以下のもの	一〇箇又はその端数につき 八仙
全長が六メートル、二〇尺又は二〇フィート以下のもの	一箇につき 二仙
全長が一〇メートル、三三尺又は三三フィート以下のもの	一箇につき 五仙
全長が二〇メートル、六六尺又は六六フィート以下のもの	一箇につき 一〇仙

納付しなければならない者	金 額
全長が三〇メートル、一〇〇尺又は一〇〇フィート以下のもの	一箇につき 二五五〇仙
全長が五〇メートル又は一八〇尺以下のもの	一箇につき 一八〇仙
全長が五〇メートル、一八〇尺又は一〇〇フィートをこえるもの	一箇につき 三〇〇仙
二分の一ミリメートル、二厘又は六四分の一インチ以下の目盛のあるものにあつては、一〇箇又はその端数につき、一五仙を加算するものとする。	
B 機械的表示マキシンメーター	
その他の長さ計	
全長が一メートル、三尺又は三フィート以下のもの	一〇箇又はその端数につき 四〇仙
全長が六メートル、二〇尺又は二〇フィート以下のもの	一箇につき 一仙
全長が一〇メートル、三三尺又は三三フィート以下のもの	一箇につき 二仙
全長が二〇メートル、六六尺又は六六フィート以下のもの	一箇につき 五仙
全長が三〇メートル、一〇〇尺又は一〇〇フィート以下のもの	一箇につき 七仙
全長が五〇メートル又は一八〇尺以下のもの	一箇につき 九仙
全長が五〇メートル、一八〇尺又は一〇〇フィートをこえるもの	一箇につき 一五仙
二分の一ミリメートル、二厘又は六四分の一インチ以下の目盛のあるものにあつては、一〇箇又はその端数につき、四仙を加算するものとする。	
天びん	
ひょう量の五、〇〇〇分の一をこえる質量を感ずるもの	一箇につき 三三〇仙
ひょう量の五、〇〇〇分の一以下の質量を感ずるもの	一箇につき 八〇仙
ひょう量の一〇、〇〇〇分の一以下の質量を感ずるもの	一箇につき 二五仙

1151

ひょう、温が五〇〇キログラム、二五〇貫、一、〇〇〇斤又は一、一〇〇ポンドをこえるもの		一箇につき、二五〇〇キログラム、六〇〇斤又は六六七ポンドまでを増すことと八〇〇仙を加えた額
分銅		
質量が一〇〇グラム以下のもの		一箇につき 一仙
質量が、キログラム以下のもの		一箇につき 三仙
質量が一キログラムをこえるもの		一箇につき 七仙
へおもり		一箇につき 二仙
(3) 体積計		
イ 斗概、ガソリン量器以外のもの		
体積が五〇〇立方センチメートル又は五デシリットル以下のもの		一箇につき 一仙
体積が五、〇〇〇立方センチメートル又は五リットル以下のもの		一箇につき 三仙
体積が二〇、〇〇〇立方センチメートル又は二〇リットル以下のもの		一箇につき 一二仙
体積が一〇〇、〇〇〇立方センチメートル又は一〇〇リットル以下のもの		一箇につき 二〇仙
ロ 斗概		一〇〇仙又はその端数につき 八仙
ハ 計量筒式ガソリン量器		一箇につき 三五五〇仙
ニ 積算式ガソリン量器		
表示器の最大指示量が二〇リットル以下のもの		一箇につき 二五五〇仙
表示器の最大指示量が二〇リットル以下のもの		一箇につき 四五五〇仙
表示器の最大指示量が二〇リットルをこえるもの		一箇につき 八五三〇仙
(4) 圧力計		
イ 液柱型指示圧力計		一箇につき 一六仙
ロ その他の指示圧力計		一箇につき 二五仙
十二 計量法第七條又は第百二十五條第一項の検査を受けようとする者		検定を受けようとする者が納付すべき手数料の額の半額

2 右の規定の適用に關しては、二段
以上の目盛がある長さ計、はかり又は
は体積計は各段毎に一箇の計量器と
みなす。
別表第一の次に次の二つの別表を加
える。

物理の状 態の類	計量単位または 補助計量単位		番 号
	メー トル	m	
ミリメートル	mm		
センチメートル	cm		
デシメートル	dm		
キロメートル	Km		
ガソリントローム	AまたはA		
海	M、mmまたはノ(他の略字と混同され るおそれがないときに限る。)		
キログラム	Kg		
ミリグラム	mg		
グラム	g		
トン	t		
カラット	ctまたはcar		
秒	s		
分	minまたはm(他の略字と混同されるお それがないときに限る。)		
時	h		
度	温度の差を表わすとき以外のときは、C またはC(他の略字と混同されるおそれ がないときに限る。)		
絶対温度	KまたはK(他の略字と混同されるおそ れがないときに限る。)		

面積	平方メートル	m ²
	平方センチメートル	cm ²
体積	立方メートル	m ³
	立方センチメートル	cm ³ またはcc
長さ	メートル	m
	センチメートル	cm
質量	キログラム	kg
	グラム	g
力	ニュートン	N
	ダイナ	dyn
圧力	パスカル	Pa
	バール	bar
仕事	ジュール	J
	ワット	W
工学	ジュール	J
	キロジュール	KJ

熱 量	キログラム時	erg
	キロワット時	Kwh
角 度	キログラムメートル	wh
	キロカロリー	Kcal
流 量	度	°
	秒	°
粘 度	ラジアン	rad
	点	Pt
密 度	立方メートル毎秒	m ³ /s
	立方メートル毎分	m ³ /min
幾 度	キログラム毎秒	kg/s
	トン 毎 時	t/h
幾 度	ポイズ	P
	センチポイズ	mp
幾 度	センチポイズ	cp
	キログラム毎立方センチメートル	kg/m ³
幾 度	グラム毎立方センチメートル	g/cm ³
	質量百分率	質量%またはwt%
幾 度	体積百分率	体積%またはvol%
	モル濃度	mol
光 度	規定	N
	カンデラ	cd

光 束	ルメン	lm
照 度	ルクス	lx
周波数	サイクル毎秒またはサイクル	C/S, Cまたは~
	キロサイクル毎秒またはキロサイクル毎分またはメガサイクル毎分	KC/SまたはKC MC/SまたはMC
音 音	回 毎 分	rpmまたはr.p.m. (いずれも回転数を表わすときに限る。)
音 音	サ	phon

別表第三

字 略	D
計量単位補 または計量単位	DptrまたはD (他の略字と混同されおそれがないときに限る。)
物象の状 態 の 量	Bh, B6hまたはB6 (重ボーマ度を表わすことが明らかとなるときに限る。)
織 度	デニール
屈 折 度	デイオプトリ
比 重	重ボーマ度
	軽ボーマ度
比 重	B1, B6IまたはB6 (軽ボーマ度を表わすことが明らかとなるときに限る。)
	エイ・ピー・アイ度
比 重	エイ・ピー・アイ度
	APLまたはA.P.I

様式第四十八を様式第四十八の二とし、様式第四十七の次に次の様式を加える。

様式第四十八

- 一 氏名または名称および住所
- 二 定期検査を受けることができない計量器

種	類	型式または能力	数	量	摘	要
合	計					

三 定期検査を受けることができない事由
四 定期検査に代る検査を受けることを希望する期日
右の計量器について、定期検査を受けることができないので、お届けします。

年 月 日

行政主席 殿
届出者 氏名(名称および代表者の氏名) 印

様式第四十九
所在場所における定期検査を受けることができない旨の届出書
一 氏名または名称および住所
二 所在場所における定期検査に代る検査を受ける計量器の所在場所
三 所在場所における定期検査を受けることができない計量器

種 類
型式または能力
数
量
摘
要

合 計

四 所在場所における定期検査を受けることができない事由
五 所在場所における定期検査に代る検査を受けることを希望する期日
右の計量器について、所在場所における定期検査を受けることができないので、お届けします。

年 月 日

行政主席 殿
届出者 氏名(名称および代表者の氏名) 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、手数料については、一九六〇年一月一日から施行する。

発行所

行政主席官房文書課

一ひかり印刷所印行